

議案第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和 年 (年) 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第〇〇号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第 1 章 関係条例の一部改正 (第 1 条—第 1 0 条)

第 2 章 罰則の適用等に関する経過措置 (第 1 1 条)

附則

第 1 章 関係条例の一部改正

(宝塚市自治功労者条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市自治功労者条例(昭和 3 2 年条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市議会における個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 2 条 宝塚市議会における個人情報の保護に関する条例(令和 5 年条例第 1 3 号)の一
部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市行政不服審査会条例の一部改正)

第 3 条 宝塚市行政不服審査会条例(平成 2 8 年条例第 3 号)の一部を次のように改正す
る。

第 9 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の一部改正)

第 4 条 宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和 4 年条例第 3 4
号)の一部を次のように改正する。

第 1 9 条並びに附則第 5 項、第 6 項及び第 9 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市障害者差別解消に関する条例の一部改正)

第7条 宝塚市障害者差別解消に関する条例(平成28年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部改正)

第8条 宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例(平成15年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市消防団条例の一部改正)

第9条 宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第10条 宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2章 罰則の適用等に関する経過措置

第11条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条

の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。
（宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

宝塚市自治功労者条例(昭和32年条例第11号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
第7条 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者は、第2条に該当する者であってもこれを表彰しない。また、功労者名簿に登録せられた者はこれを除名する。	第7条 拘禁刑以上の刑に処せられた者は、第2条に該当する者であってもこれを表彰しない。また、功労者名簿に登録せられた者はこれを除名する。

宝塚市議会における個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第13号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

宝塚市行政不服審査会条例(平成28年条例第3号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(罰則) 第9条 第3条第9項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第9条 第3条第9項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和4年条例第34号)新旧対照表(第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(罰則)</p> <p>第19条 第13条第2項又は第15条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>9 前2項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第19条 第13条第2項又は第15条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>9 前2項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和29年条例第9号)新旧対照表(第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、<u>禁錮の刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失の行為によるものであり、かつ、特に情状を考慮する必要があると認めるものに限り、他の法律に特別の定めがある場合を除いて、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失の行為によるものであり、かつ、特に情状を考慮する必要があると認めるものに限り、他の法律に特別の定めがある場合を除いて、その職を失わないものとするすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第6条による改正関係)

現行	改正案
<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮 以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮 以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな</p>	<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな</p>

い。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

い。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

宝塚市障害者差別解消に関する条例(平成28年条例第38号)新旧対照表(第7条による改正関係)

現行	改正案
第18条 第14条第3項に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第18条 第14条第3項に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例(平成15年条例第34号)新旧対照表
(第8条による改正関係)

現行	改正案
第22条 第12条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。 2 (略)	第22条 第12条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は300,000円以下の罰金に処する。 2 (略)

宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)新旧対照表(第9条による改正関係)

現行	改正案
<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第27号)新旧対照表
(第10条による改正関係)

現行	改正案
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) 禁錮 以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

資料1 関係条例の整理等に関する条例制定の概要について

1 条例改正の理由

刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることとなります。そのため、本市の条例においても懲役及び禁錮の文言を引用している条例の改正に係る議案を一括して提案しようとするものです。

2 法改正の概要と経緯

罪を犯した者の立ち直りを支え、安全・安心な社会を実現するために、より一層の再犯防止対策が必要であることから、令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が公布され、犯罪者の処遇の充実が図られました。

刑法においては、受刑者の自発性・自立性を尊重した改善更正や社会復帰のための措置として、従来の懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されます。

(1) 懲役と禁錮について

懲役と禁錮の違いとして、懲役の場合は刑務作業の義務があるのに対し、禁錮の場合はこれがありませんが、令和3年度版の犯罪白書において、禁錮に処せられた者のうち約8割が自ら請願して刑務作業に就いていること、令和2年度の入所受刑者のうち禁錮に処せられている者は0.3%に過ぎないことが報告されており、懲役と禁錮を区別する意義が問われていました。また、懲役の場合、受刑者は刑務作業に時間が割かれ、再犯防止指導に対して十分な時間が充てられていないとの指摘もありました。

(2) 拘禁刑について

拘禁刑においては、受刑者を刑事施設に拘置し、改善更正を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるとされました。刑務作業を義務としないことで、個々の受刑者の年齢や特性に応じ、作業と指導を組み合わせた柔軟な処遇をすることが可能となります。

法の施行後は、刑事施設の長が、個々の受刑者について、刑務作業に従事させることの効果を踏まえ、刑務作業の必要性を検討することとされました。

3 改正する条例及びその概要

各条例の規定中「懲役」又は「禁錮」の字句を引用している箇所について、「拘禁刑」に改め、令和7年6月1日から施行します。

また、関係条例の整理等に関する条例の施行前にした行為の処罰に関する法令の規定の適用等については、本市の条例の規定を踏まえ、拘禁刑ではなく懲役又は禁錮により処罰するよう、所要の経過措置を設けます。